

2003年6月20日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
ローランド株式会社
取締役社長 檀 克 義

第31期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第31期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 第31期（自 2002年4月1日 至 2003年3月31日）

営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 第31期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき8円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記のとおりであります。

第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに当社普通株式100万株、取得価額の総額15億円を限度として取得することにつき承認可決されました。

第4号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり檀 克義、新田 寛、菊本忠男、西澤一朗、三木純一、近藤公孝、田中英一の7名が再任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり庄司東生が新たに選任され、就任いたしました。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役 飯村泰弘、庄司東生、本村定則、上野博司の各氏及び退任監査役 甲佐 諭、上田茂實の両氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することに承認可決されました。

なお、贈呈する退職慰労金は、取締役に対しては総額1,700万円以内、監査役に対しては総額500万円以内であります。

以上

(定款変更の内容)

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 <u>当社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 <u>当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱<u>ならびに</u>手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類ならびに</u>株式の名義書換、单元未満株式の買取り<u>および買増し</u>、その他株式に関する取扱<u>および</u>手数料は、<u>法令または本定款のほか</u>取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 (省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役に次の4名が選任され、それぞれ就任いたしました。

取締役社長 (代表取締役)	檀 克 義	専務取締役	菊本 忠男
専務取締役 (代表取締役)	新 田 寛	常務取締役	西澤 一 朗

また、本定時株主総会終了後、監査役の互選により庄司東生が常勤監査役に就任いたしました。

第31期利益配当金のお支払について

第31期利益配当金（1株につき8円50銭）は、同封の「郵便振替支払通知書」により払渡期間内に最寄りの郵便局でお受取りください。その際は「郵便振替支払通知書」の裏面の注意書をご覧ください。

また、口座振込をご指定の方には、同封の「第31期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」のとおり、手続きをいたしましたのでご確認ください。

以 上